

令和2年度柏崎市社会福祉協議会非常勤職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員（事務員）を募集します。

1 受付期間

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで。

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

| 職 種 | 採用人数 | 受 験 資 格 | |
|--------------|------|----------------------------|--|
| 非常勤職員 事務員 | 1名 | 日本国内に住所を有し、右 の受験資格を満たす者 | ・普通自動車運転免許（AT限定可） ・基本的なパソコン操作ができる方 (Word、Excel等) |

3 申し込み資格

柏崎市内の当会事業所へ通勤可能な方で、受験資格を満たす方。

※ ただし、下記のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- (3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地 柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）

こども支援課 こども育成係

5 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、3日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面接試験

6 合格者の決定通知及び採用

採用試験の可否については、面接日から3日以内に電話にて通知します。

なお、この試験による採用は令和2年11月1日（採用日応談可）を予定しています。

7 給与・雇用期間等

- (1) 給与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
時給 860円
賞与 0.3か月以上(年1回支給:本会規程による)
- (2) 手当 雇用契約職員に関する細則により通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 令和2年11月1日又は採用日から令和3年12月31日まで(産休代替 法人の都合により令和4年3月31日まで雇用期間を延長する場合があります。)
- (4) 勤務時間 始業午前9時00分から終業午後3時30分まで。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがあります。
- (5) 休日 土日・祝日を原則とし、職種(事業所)毎に勤務表で定めます。
(年間休日数 126日:令和元年度実績)
- (6) 業務内容 児童クラブでの勤務表実績集計・給与計算等の事務、児童クラブ支援員及び利用者家族との連絡調整等
- (7) その他 年次有給休暇、無期転換制度あり。雇用保険、労災保険に加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

8 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内)1枚貼付(裏面に撮影年月日・氏名記入のこと)、運転免許証の写しを同封の上、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。

(2) 履歴書記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料(資格証及び運転免許証等の写し)1部を同封のこと。
- ⑤ 郵送で履歴書等を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

9 照会等

申し込み方法及びこの試験についてご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当: 小竹、村田)